

岐阜県公報

目 次

告 示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定	(環境管理課)	七九 <small>（ページ）</small>
土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定	(同)	七九
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	八〇
道路の区域変更	(道路維持課)	八〇

告 示

岐阜県告示第四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定する。

令和二年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 要措置区域
羽島郡笠松町北及字小町屋四七番の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法第七条第一項第一号に規定する指示措置
地下水の水質の測定

岐阜県告示第四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

第 八 十 号
令和二年二月十四日

(金曜日)

- 一 形質変更時要届出区域
羽島郡笠松町北及字小町屋四七番の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

岐阜県告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡上市八幡町洲河字細野九二九の一、九二九の二
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市金山町金山字紙屋三三七七、三三七八
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和二年二月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考

県道	
南岐 濃阜線	
同 地先 市 まで	岐阜市南鶉五丁目六番一 地先から 二三番
後	前
一八・五	一七・〇 一八・五
二五・〇	二五・〇

